

## 千歳市一般廃棄物処理基本計画について

### 1. 一般廃棄物処理計画

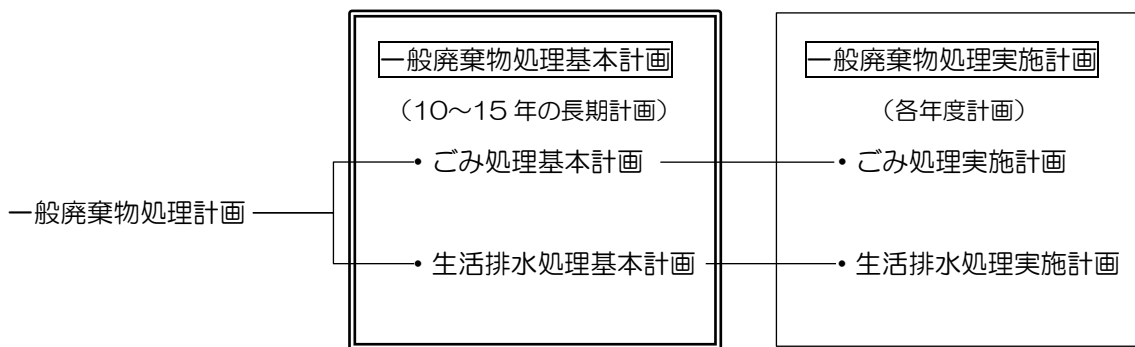
市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき<sup>※1</sup>、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。

※1：廃棄物処理法第6条第1項（平成4年7月4日改正施行）

### 2. 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（廃棄物処理法施行規則）第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成される。

また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成される。



### 3. 一般廃棄物処理基本計画の計画期間

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。<sup>※2</sup>

※2：環境省通達（平成4年8月13日衛環233号）

#### 4. 一般廃棄物処理計画に掲げる事項

- (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
- (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) ごみ処理施設の整備に関する事項
- (6) その他ごみの処理に関し必要な事項

#### 5. 千歳市の基本計画の変遷

- |           |   |
|-----------|---|
| 昭和55年3月策定 | 千歳市廃棄物処理計画の基本構想<br>計画期間：昭和55年度から昭和65年度（平成2年度）まで                                     |
| 昭和63年2月策定 | 千歳市廃棄物処理基本計画<br>計画期間：昭和63年度から昭和75年度（平成12年度）まで                                       |
| 平成10年4月策定 | 千歳市一般廃棄物処理基本計画（第1期計画）※3<br>計画期間：平成10年度から平成24年度まで<br>中間目標年次：平成14、19年度                |
| 平成15年3月策定 | 千歳市一般廃棄物処理基本計画（第2期計画）<br>計画期間：平成15年度から平成29年度まで<br>中間目標年次：平成19、24年度                  |
| 平成18年3月策定 | 千歳市一般廃棄物処理基本計画（第3期計画）<br>計画期間：平成18年度から平成32年度（令和2年度）まで<br>中間目標年次：平成22、27年度           |
| 平成23年3月策定 | 千歳市一般廃棄物処理基本計画（第4期計画）<br>計画期間：平成23年度から平成37年度（令和7年度）まで<br>中間目標年次：平成27、32年度（令和2年度）    |
| 平成28年3月策定 | 千歳市一般廃棄物処理基本計画（第5期計画）<br>計画期間：平成28年度から平成42年度（令和12年度）まで<br>中間目標年次：平成32、37年度（令和2、7年度） |

※3：平成4年7月4日施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」により、市町村は、その区域内全域を対象とした一般廃棄物処理計画を定めることとなったことから、平成10年4月策定の千歳市一般廃棄物基本計画を、法令に基づく計画として「第1期計画」と位置付けて整理した。

## 6. 千歳市一般廃棄物処理基本計画の見直し

現行の基本計画は、平成28年3月に策定し、5年目に当たる今年度（令和2年度）を中間目標年次としていること、また、関係する計画との整合性やごみ処理を取り巻く状況の変化などに対応するため「見直し」を行います。

### 関係する計画

- 環境省循環型社会形成推進基本計画  
第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）6月）
- 北海道廃棄物処理計画の改定  
北海道廃棄物処理計画 [第5次]（令和2（2020）年3月）
- 千歳市第7期総合計画（令和3（2021）年3月）
- 道央廃棄物処理組合ごみ処理広域化基本計画（平成27年3月）

今回の基本計画見直しにあたっては、環境省の第4次循環型社会形成推進基本計画等に準拠し「ごみの減量目標」「リサイクル目標」「埋立処分量の減量目標」の達成の良否及び取組の検証を行い、低炭素社会・自然共生社会に配慮した、「持続的展開が可能な循環型社会の形成」に向けたごみ処理の取組を検討します。

また、国・北海道などの上位計画及び道央廃棄物処理組合のごみ処理広域化基本計画との整合性を図ります。

## 7. 見直し作業の日程（予定）

### 令和2年

4月：基本計画策定（見直し）業務委託契約

（受託者：株式会社ドーコン）

8月：計画策定からこれまでの施策実施状況の検証結果取り纏め

9月～12月：基本計画見直し素案の審議開始

- ・廃棄物減量等審議会へ諮問

- ・素案取り纏めの進捗に合わせ、適時に、廃棄物減量等審議会及び議会所管委員会取り纏め内容の説明を行う

12月：廃棄物減量等審議会答申

### 令和3年

3月上旬：市議会所管委員会への説明後、最終取り纏め（予定）